

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 6 回総務・企画・議会小委員会

日時　：　平成 1 4 年 9 月 1 2 日(木)

場所　：　丹後町役場 2 階第 4 会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 協議第 1 号 (継続協議) 6 議会議員の定数及び任期の取り扱いに関する事

(2) 協議第 2 号 2 1 - 4 選挙事務の取扱い

(3) 次回の議題について
協定項目の協議について

(4) 次回の小委員会の日程

第 7 回総務・企画・議会小委員会

日程 平成 1 4 年 1 0 月 1 7 日 (木) 午前 9 時 3 0 分

場所 峰山町役場 2 階大会議室

3 その他

第6回 総務・企画・議会小委員会

協議第2号

21-4 選挙事務の取扱い

平成14年9月12日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い					整理番号		専門部会名	総務部会																																								
分類	1 一般選挙の区域					分科会名		行政分科会																																									
現 況																																																	
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																																											
1 選挙区																																																	
衆議院小選挙区 選出議員の選挙区	京都府第5区	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																										
衆議院比例代表 選出議員の選挙区	近畿選挙区	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																										
参議院議員選挙 区選出議員の選挙 区	京都府選挙区	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																										
京都府府議会議 員の選挙区	中郡及び熊野郡選挙区	同左	竹野郡選挙区	同左	同左	同左	中郡及び熊野郡選挙区																																										
町議会議員の選 挙区	特に必要があるときは、その議 会の議員の選挙につき、条例で選 挙区を設けることができる。	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																										
府選管への報告	町が選挙区を設け、その数を増 減し、またはその区域の変更をし たとき、もしくは各選挙区におけ る議員定数を変更したときは、委 員会は、条例の写しを添えて、そ の旨を府の委員会に報告しなけ ればならない。	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																										
設置の有無	無	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																										
<p>参考 選挙区を設けた場合の試算 仮定条件 現在の町の区域を選挙区とし、平成12年10月国勢調査の人口を基準に地方自治法で規定する議員数の上限30人を想定した場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>峰山町</th> <th>大宮町</th> <th>網野町</th> <th>丹後町</th> <th>弥栄町</th> <th>久美浜町</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国勢調査人口</td> <td>13,564</td> <td>10,805</td> <td>16,056</td> <td>7,164</td> <td>6,132</td> <td>11,857</td> <td>65,578</td> </tr> <tr> <td>人口のみを基準とした場合の議員定数</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>議員一人当たりの人口</td> <td>2,261</td> <td>2,161</td> <td>2,294</td> <td>2,388</td> <td>2,044</td> <td>1,976</td> <td>2,186</td> </tr> <tr> <td>格差</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>1.16</td> <td>1.21</td> <td>1.03</td> <td>1.00</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>											峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計	国勢調査人口	13,564	10,805	16,056	7,164	6,132	11,857	65,578	人口のみを基準とした場合の議員定数	6	5	7	3	3	6	30	議員一人当たりの人口	2,261	2,161	2,294	2,388	2,044	1,976	2,186	格差	1.14	1.09	1.16	1.21	1.03	1.00	-
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計																																										
国勢調査人口	13,564	10,805	16,056	7,164	6,132	11,857	65,578																																										
人口のみを基準とした場合の議員定数	6	5	7	3	3	6	30																																										
議員一人当たりの人口	2,261	2,161	2,294	2,388	2,044	1,976	2,186																																										
格差	1.14	1.09	1.16	1.21	1.03	1.00	-																																										
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法 公職選挙法施行令 京都府議会議員の定数並びに 選挙区及び各選挙区の議員の定 数に関する条例 公職選挙事務執行規程	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																										

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会																
分類	1 一般選挙の区域	分科会名	行政分科会																		
課 題		調 整 結 果																			
<p>なし</p> <p>市域内に2選挙区が存在することになるため、京都府における選挙区の見直しが生ずる。</p> <p>選挙区を設ける必要の是非</p> <p>合併関係市町の合併時以降議会議員選挙区設定の事例(予定含む)</p> <table border="0"> <tr> <td>熊本県あさぎり町(平成15年4月1日合併予定)</td> <td>全町単一選挙区を予定</td> </tr> <tr> <td>香川県東かがわ市(平成15年4月1日合併予定)</td> <td>全市単一選挙区を予定</td> </tr> <tr> <td>香川県さぬき市(平成14年4月1日合併)</td> <td>全市単一選挙区(現在1年1月の在任特例期間中)</td> </tr> <tr> <td>東京都西東京市(平成13年1月21日合併)</td> <td>全市単一選挙区(現在2年間の在任特例期間中)</td> </tr> <tr> <td>兵庫県篠山市(平成11年4月1日合併)</td> <td>全市単一選挙区(1年1月の在任特例期間後より)</td> </tr> <tr> <td>東京都あきるの市(平成7年9月1日合併)</td> <td>全市単一選挙区(1年10月の在任特例期間後より)</td> </tr> <tr> <td>茨城県ひたちなか市(平成6年11月1日合併)</td> <td>全市単一選挙区(1年の在任特例期間後より)</td> </tr> <tr> <td>岩手県北上市(平成3年4月1日合併)</td> <td>全市単一選挙区(1年の在任特例期間後より)</td> </tr> </table>		熊本県あさぎり町(平成15年4月1日合併予定)	全町単一選挙区を予定	香川県東かがわ市(平成15年4月1日合併予定)	全市単一選挙区を予定	香川県さぬき市(平成14年4月1日合併)	全市単一選挙区(現在1年1月の在任特例期間中)	東京都西東京市(平成13年1月21日合併)	全市単一選挙区(現在2年間の在任特例期間中)	兵庫県篠山市(平成11年4月1日合併)	全市単一選挙区(1年1月の在任特例期間後より)	東京都あきるの市(平成7年9月1日合併)	全市単一選挙区(1年10月の在任特例期間後より)	茨城県ひたちなか市(平成6年11月1日合併)	全市単一選挙区(1年の在任特例期間後より)	岩手県北上市(平成3年4月1日合併)	全市単一選挙区(1年の在任特例期間後より)	<p>~</p> <p>(案) 現行のまま、新市に継承する。 (理由) 6町合併しても、選挙区域の変更はない。</p> <p>京都府府議会議員の選挙区 (案) 京都府において決定される。</p> <p>市議会議員の選挙区 (案) 選挙区を設けず、全市域で1選挙区とする。 (理由) 地域の一体性を前提に合併協議が進められており、選挙区を設ける積極的な理由(例えば灘島などの特殊事情)がない。</p> <p>(参考) 選挙区を設けている市町村(政令市を除く) 全国 2 京都府 0 和歌山県高野町(S33.5の合併にて申し合わせたことによる。2選挙区) 定員 1区(旧高野町)12名 2区(旧富貴村)3名 計15名 長崎県崎戸町(4つの有人島と7つの無人島からなる町。3選挙区) 定員 1区9名 2区1名 3区2名 計12名 1区 蛸浦島(かきのうらじま) 崎戸島(さきとじま) 橋で繋がっている。 2区 江島(えのしま) 蛸浦島、崎戸島から西方19.6km。 3区 平島(ひらしま) 江島から西方11.9km。 近年、複数選挙区から単一選挙区へ変更した市町村 全国 1 京都府 0 愛媛県中島町(6つの有人島と22の無人島からなる町。これまで4選挙区) 議員自らが住民より意見を聞き、また町としてのアンケートを行って住民の声を聞くなどした結果、2001年3月に「次回選挙(2003年4月の統一選)からは1選挙区とする」条例を制定した。</p> <p>公職選挙法第15条第6項の「特に必要があるとき」とは、町村合併等のため地域が広大である等が考えられるが、実情に応じて判断すべきもの(昭和22.11.29 実例)</p>			
熊本県あさぎり町(平成15年4月1日合併予定)	全町単一選挙区を予定																				
香川県東かがわ市(平成15年4月1日合併予定)	全市単一選挙区を予定																				
香川県さぬき市(平成14年4月1日合併)	全市単一選挙区(現在1年1月の在任特例期間中)																				
東京都西東京市(平成13年1月21日合併)	全市単一選挙区(現在2年間の在任特例期間中)																				
兵庫県篠山市(平成11年4月1日合併)	全市単一選挙区(1年1月の在任特例期間後より)																				
東京都あきるの市(平成7年9月1日合併)	全市単一選挙区(1年10月の在任特例期間後より)																				
茨城県ひたちなか市(平成6年11月1日合併)	全市単一選挙区(1年の在任特例期間後より)																				
岩手県北上市(平成3年4月1日合併)	全市単一選挙区(1年の在任特例期間後より)																				
		小委員会確認期日		協議会確認期日																	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	1 一般選挙の区域	分科会名		行政分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
	<p>公職選挙法 （選挙の単位）</p> <p>第十二条 衆議院（小選挙区選出）議員、衆議院（比例代表選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。</p> <p>2 参議院（比例代表選出）議員は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。</p> <p>3 都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。</p> <p>4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。</p> <p>（衆議院議員の選挙区）</p> <p>第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第一で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。</p> <p>2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。</p> <p>3 別表第一に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、当該市町村の境界変更に係る区域の新たに属することとなつた市町村が二以上の選挙区に分かれているときは、当該区域の選挙区の所属については、政令で定める。</p> <p>5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、別表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。</p> <p>（参議院選挙区選出議員の選挙区）</p> <p>第十四条 参議院（選挙区選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第三で定める。</p> <p>（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</p> <p>第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。</p> <p>2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員一人当りの人口」という。）の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。</p> <p>3 第一項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であつても議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。</p> <p>4 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。</p> <p>5 一の郡市の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における第一項から第三項までの規定の適用（前項の規定の適用がある場合を含む。）については、当該各区域を都市の区域とみなすことができる。</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。</p> <p>7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p>					
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一般選挙の区域		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日		協議会確認期日